

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令発布) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	セコソデイ水産業振興計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	セコソデイ水産業振興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,825,000千円 H30.6.30まで	H26.4.29 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テラテ外務・地域統合大臣	H26.5.16 166号
ガーナ	貧困農民支援に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	330,000千円 H27.4.30まで	H26.4.29 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テラテ外務・地域統合大臣	H26.5.16 167号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与	200,000千円 -----	H26.4.29 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テラテ外務・地域統合大臣	H26.5.16 168号
ガーナ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	124,000千円 H31.12.31まで	H26.7.22 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テラテ外務・地域統合大臣	H26.8.4 263号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。